

認知症総合支援事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

2025年6月

相模原市 地域包括ケア推進部
地域包括ケア推進課 在宅医療・介護連携支援センター

第1章 プロポーザル参加に関する手続き等

1 業務概要

- (1)件名 認知症総合支援事業業務委託
- (2)履行期間 契約締結日から2026 年3月31日まで
- (3)履行場所 相模原市中央区清新5-3-1
チームオレンジサポートセンター(旧市立清新デイサービスセンター)
- (4)業務内容 別紙1「認知症総合支援事業業務委託 仕様書」のとおり
- (5)契約上限金額 10,539,000円(消費税非課税)

※消費税非課税の取扱いについては、「2024年6月28日厚生労働省老健局事務連絡 地域支援事業を委託して実施する場合における消費税の取扱いについて」参照のこと。

2 スケジュール

事業者選定までの事務手順は次のとおりとする。

参加申込書受付期間	2025年6月2日(月)から6月16日(月)午後5時まで
質問書の受付期間	2025年6月2日(月)から6月16日(月)午後5時まで
参加資格確認結果通知書交付日	2025年6月25日(水)午前9時以降
質問書に対する回答送付日	2025年6月25日(水)
企画提案書等の提出期間	2025年7月 23 日(水)から8月6日(水)午後5時まで
プレゼンテーション実施日(予定)	2025年8月20日(水)
選定結果の通知日	2025年8月25日(月)
契約締結	2025年9月予定

3 担当部署及び問い合わせ先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 地域包括ケア推進課 在宅医療・介護連携支援センター

電話 042-769-9250 FAX 042-759-4395

E-mail アドレス:zaitakuiryo-kaigo@city.sagamihara.kanagawa.jp

4 参加資格要件

次の全ての要件を満たす者であること。

- (1)法人税、消費税及び地方消費税並びに法人市民税、固定資産税及び事業所税を滞納していない者。
- (2)地方自治法施行令(1947年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (3)相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者。

- (4)参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(2011年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められないこと、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (5)神奈川県暴力団排除条例(2010年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (6)県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (7)市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (8)これまでに、認知症に関する支援業務等を実施した実績があること。

5 参加手続き等

(1)資料の配布

ア 配布開始日 2025年6月1日(日)

イ 配布方法 相模原市のホームページから資料をダウンロード

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/1026667/1032942.html>

ウ 配布資料

- ・認知症総合支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領(本書)
- ・別紙1「認知症総合支援事業業務委託 仕様書」
- ・別紙2「認知症総合支援事業業務委託 提案に係る選考基準」
- ・様式集(様式1～8)
- ・契約書(案)一式
- ・参考資料等

チームオレンジサポートセンター(旧清新デイサービスセンター)平面図

共生社会の実現を推進するための認知症基本法について

認知症施策推進基本計画

第9期相模原市高齢者保健福祉計画(抜粋 第6章認知症施策推進計画)

(2)参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により必要な書類を提出すること。

ア 受付期限 2025年6月16日(月)午後5時まで(必着)

イ 提出先 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 地域包括ケア推進課 在宅医療・介護連携支援センター

E-mail アドレス:zaitakuiryo-kaigo@city.sagamihara.kanagawa.jp

ウ 提出方法 郵送、持参、電子メールのいずれかにより提出

エ 提出書類

- ・参加申込書(様式1) 1部
- ・企業・法人概要書(様式2) 1部 及び添付資料1)～3)(任意の様式)
 - 1)法人等の活動内容がわかるもの
 - 2)直近の事業計画書、直近 3 年間の事業報告書及び直近の決算時の財務諸表
 - 3)定款又は寄附行為の写
- ・誓約書及び同意書(様式3) 1部
- ・役員等氏名一覧表(様式4) 1部
- ・関連業務実績書(様式 5) 1部 及び添付資料(業務実績を証明する書類等の写し)

(3)参加資格確認結果通知書の交付

参加申込書の提出者について、資格要件を満たしているかどうかの確認を行い、結果について以下のとおり通知を行う。

ア 日時 2025年6月25日(水)午前9時以降

イ 送付方法 電子メール

(4)質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について質疑がある場合は、次により質問書(様式6)の提出をすること。質問内容及びその回答は、参加者全てに通知する。なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 2025年6月16日(月)午後5時まで(必着)

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出先 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 地域包括ケア推進課 在宅医療・介護連携支援センター

E-mail アドレス:zaitakuiro-kaigo@city.sagamihara.kanagawa.jp

エ 回答期限及び方法 2025年6月25日(水) 電子メール

※回答を受信後、着信確認メールを返信すること。

6 参加資格の喪失

参加申込書の提出期限の日から委託候補者の選定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

- (1)「4 参加資格要件」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。
- (2)提出した書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 参加を辞退する場合

参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は次により参加辞退届を提出すること。

- (1)受付期限 2025年8月6日(水)午後5時(必着)

- (2)提出先 相模原市役所 地域包括ケア推進課 在宅医療・介護連携支援センター
- (3)提出方法 電子メール
- (4)提出書類 プロポーザル参加辞退届(任意様式)

第2章 企画提案等について

1 企画提案について

(1) 提案項目について

企画提案書及び見積書(以下「企画提案書等」という。)の作成については、配布資料を参照するとともに、別紙2「認知症総合支援事業業務委託 提案に係る選考基準」の審査項目に沿った順序による章立てとすること。

(2) 企画提案書等の提出について

ア 提出物：・企画提案書(様式7)、参考見積書(様式8)及び添付資料(参考見積内訳)

・以上の提出物の電子データ一式

イ 提出場所：相模原市役所 地域包括ケア推進課 在宅医療・介護連携支援センター

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

E-mail アドレス：zaitakuiryo-kaigo@city.sagamihara.kanagawa.jp

ウ 提出部数：各10部(電子データ以外)

※提出物(電子データ以外)のうち、1部は正本(社名・社判あり)、9部は副本(社名・社判なし)とする。なお、副本には法人名を推定できる記載はしないこと

。

イ 提出期限：2025年8月6日(水)午後5時まで(必着)

ウ 提出方法：原則郵送、直接持ち込みも可。(FAX での受付不可)

なお、郵送する場合は書留郵便とし、期限までに到着するようにすること。

電子データは別途電子メールで提出すること。

併せて、郵送、電子メール送信をした旨を担当者に連絡すること。

※期限までに提出がなかった場合は、辞退とみなす。

※提出期限以降は、提出物の差替え及び追加提出は不可。

(3) 企画提案書の作成に当たっての留意点

ア 企画提案書の書式

・A4サイズ

・PDF形式

・文字サイズは、10.5ポイント以上

※ただし、図表等の表現上、不具合がある場合を除く。

イ 留意事項

(ア) 企画提案書の表紙は様式7を使用すること。

(イ) 企画提案書は、表紙、目次、索引を除き15ページ以内とすること。

(ウ) 元号は西暦で表記すること。

(4) 参考見積書の作成方法

ア 参考見積書(様式8)を使用し作成すること。

- イ 参考見積書には、項目名と金額が明記された「参考見積書(内訳書)※任意様式」を添付すること。
- ウ 件名は「認知症総合支援事業業務委託」とし、作成日、所在地、事業者名、代表者職氏名を記載すること。

(5)無効となる企画提案書等

以下に該当する提案は無効とする。

- ア 参加資格を有しない者の提案
- イ 参考見積金額が、契約上限金額を超える提案
- ウ 虚偽の記載をした提案
- エ プレゼンテーションに出席しなかったものの提案

(6)企画提案書等の取扱い

- ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における委託候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。
- ウ 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲で複製を作成することがある。
- エ 企画提案書等の提出後、発注者の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- オ 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- カ 提出された書類は、返却しないものとする。
- キ 提案された書類は、原則として公表しない。ただし、相模原市情報公開条例(2000年相模原市条例第39号)等に基づく請求などがあった場合には、公開する場合がある。

第3章 審査の手續及び委託候補者の選定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、本市が設置した選考委員会において評価基準に従い審査を行う。なお、選考委員会は非公開とする。

2 プレゼンテーションの実施

(1)実施日等

ア 実施日 2025年8月20日(水)

イ 会場 相模原市役所周辺会場

※詳細については後日各事業者に通知します。

(2)説明

ア 説明者 各事業者の代表者又はその代理人

イ 説明時間 各事業者15分以内。説明終了後にヒアリングを10分程度行う。

※説明に際し、プロジェクターを使用する場合は、参加申込書(様式1)にその旨記載すること。

ウ 説明方法 提出した企画提案書等を使用すること。ただし、当日、補足、参考資料がある場合は、スライド1枚程度までとすること。

エ その他 社章、名札の着用等のほか、会社名が特定できるような言動はしないこと。

3 委託候補者の選定と選考基準

別紙2「認知症総合支援事業業務委託 提案に係る選考基準」のとおり。

4 選定後の手続き

(1)選定後、委託候補者となった団体と契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、委託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(2)委託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな委託候補者として手続を行うものとする。

(3)提出者のうち、委託候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面により2025年8月25日(月)に通知する。併せて、市ホームページ上で結果を公表する。

(4)審査結果に対する異議申し立ては認めない。

5 選定の取消

委託候補者として選定された者は、選定の日から契約締結の日までの間に、次の(1)、(2)に該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における委託候補者としての選定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たに委託候補者として手続を行うものとする。

- (1)第1章「4 参加資格要件」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。
- (2)提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

6 その他

- (1)手続において使用する言語は、日本語とする。
- (2)本契約において使用する通貨は、日本円とする。
- (3)本契約において契約書の作成を要する。
- (4)企画提案の内容については、履行の義務が生じるものとする。
- (5)参加申出書及び企画提案書の提出にかかわらず、いつでも参加を辞退することができる。ただし、企画提案書の選定後は原則として棄権することはできない。また、選定された権利を他社に譲渡することはできない。
- (6)参加を辞退した場合でも、これを理由として以後の本業務以外に係る選定等について不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (7)参加申込書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は参加者の負担とする。
- (8)業務内容の詳細及び仕様書は、採用された者と相模原市との協議のうえで決定する。
- (9)契約金額の10分の1に相当する額以上の契約保証金を契約時までに納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。
- (10)契約時までに納税状況がわかる書類を提出すること。
- (11)以下に該当した場合は失格とする。
 - ア 参加申込書及び企画提案書の提出やヒアリングに遅延した場合。
 - イ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合。
 - ウ この文書に記載した諸条件に違反した場合。
 - エ その他、公正な選定に支障をきたすと認められる行為等、委託候補者としてふさわしくない行為があったと認められる場合。